

第8章

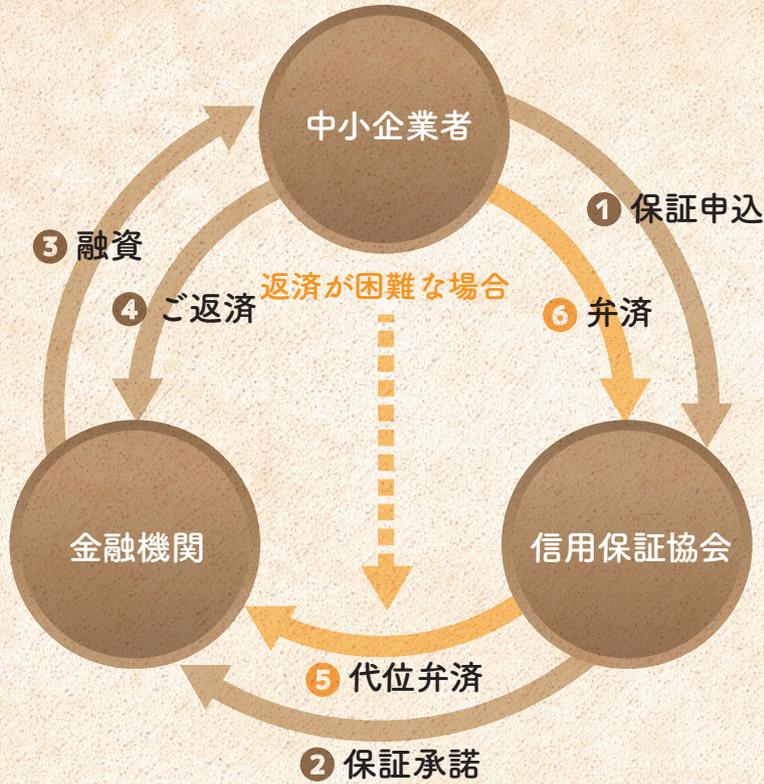
信用保証協会 について

- 
- 1 信用保証制度について
 - 2 千葉県信用保証協会について
 - 3 千葉県信用保証協会の創業支援
 - 4 創業保証制度
 - 5 許認可業種一覧

1 信用保証制度について

信用保証協会とは

信用保証協会は、中小企業者等の方々が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、「公的な保証人」となって金融の円滑化を図ることを目的として設立された、信用保証協会法に基づく認可法人です。



① 保証申込

信用保証協会、あるいは金融機関などの窓口へご相談ください。

② 保証承諾

信用保証協会は、企業の事業内容や経営計画などを検討し、保証の諾否を決め、金融機関に連絡します。

③ 融資

保証承諾の通知を受けた金融機関は資金を融資します。
このとき金利とは別に信用保証料をご負担していただきます。

④ ご返済

融資条件に基づき、借入金を金融機関にご返済していただきます。

⑤ 代位弁済

万一、何らかの事情でご返済が不可能となった場合は、
信用保証協会が中小企業者に代わって、金融機関に借入金を弁済します。

⑥ 弁済

その後、中小企業者にご相談しながら信用保証協会に借入金をご返済していただきます。

2 千葉県信用保証協会について

千葉県信用保証協会をご利用いただける中小企業者は次のとおりです。

業歴・所在地

次の1または2に該当し、事業を行っている中小企業者が保証の対象となります。

1. 千葉県内に住居または事業所がある個人事業主
(住居の場合には、原則として、現在居住していることが必要です)

2. 千葉県内に本店または事業所がある法人
(千葉県内に本店はあるが、事業の実態がない場合は除きます)

※業歴・所在地に定めのある保証制度については、それぞれの制度の定めによります。



企業規模

資本金(出資金)または常時使用する従業員数のいずれか一方が、次に該当する方が対象となります。
(個人事業主の方は、常時使用する従業員数が該当すれば対象となります)

業 種	資 本 金 (出 資 金)	常時使用する従業員数
製 造 業 等	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下(個人は100人以下)

- ※1 製造業等の「等」とは、建設業、不動産業、運送業、倉庫業、出版業、保険媒介代理業、自動車整備業、旅行業等をいいます。
- ※2 飲食店は、小売業に含まれます。
- ※3 常時使用する従業員数には、個人事業主、法人の役員、臨時従業員及び個人事業主と同一生計の三親等内親族は含まれません。
- ※4 組合は、当該組合が保証対象業種を営んでいるか、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば、原則として企業規模にかかわらず保証の対象となります。
- ※5 NPO法人の場合は、従業員数のみが要件となります。
- ※6 医業を主たる事業とする法人とは、医療法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人等で医業を主たる事業とするものをいいます。

政令で定める次の業種については、対象となる企業規模が異なります。

業 種	資 本 金 (出 資 金)	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

対象業種

中小企業者であれば、ほとんどの業種でご利用になれます。ただし、農業、林業、漁業、金融・保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を除く)宗教団体等、その他保証協会をご利用いただけないと判断した場合は利用できません。また、許可等を必要とする事業を営んでいる場合は、その許可等を受けていることが必要となります。

信用保証の内容

保証限度額	2億8千万円(無担保保証8千万円 + 普通保証2億円)									
資金用途	事業に必要な運転資金・設備資金									
保証期間	保証制度によって異なる									
貸付利率	金融機関所定									
担保	原則として保証合計額が8千万円を超える場合は担保が必要									
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要									
信用保証料率	中小企業者の経営状況に応じて9区分となります。(年率%)									
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	基本となる保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	※直前期決算(申告)において、財務諸表(貸貸対照表含む)を未作成の場合は、区分⑤の料率が適用されます。									
責任共有割合	原則として信用保証協会が80%、金融機関が20%の負担割合(創業制度等の一部の制度は除く)									

※信用保証のご利用にあたっては所定の審査があります。
 審査の結果、ご希望にそえない場合がありますのであらかじめご了承ください。

千葉県信用保証協会ご利用の流れ



3 千葉県信用保証協会の創業支援

次のとおり、創業準備期のご相談から、創業後のフォローアップまで創業支援を行っています。

相談窓口

定期相談窓口

毎週火曜日開催、千葉県信用保証協会ホームページより予約ができます。

女性のための相談窓口

創業支援を担当する女性職員がお話を伺います。

毎週木曜日開催、千葉県信用保証協会ホームページより予約ができます。

イベント

創業セミナー

創業に関する様々な情報を提供しています。
個別相談会を開催しています。

個別
相談

創業計画策定スクール

創業に役立つ知識を講義で身につけながら、
グループワークを通じて想いやアイデアを
具体的な事業計画にしていく全4日間の講座です。
当協会は、県内26市町の認定連携創業支援等
事業者となっており、
当協会のスクールに参加し一定の要件を満たした方は、
法人設立時の登録免許税が半額になる等の
修了特典を受けることができます。

連携市町(26市町)※令和3年9月30日現在

千葉市、市川市、船橋市、松戸市、茂原市、佐倉市、習志野市、
市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、
富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、
富里市、匝瑳市、香取市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町



アドバイス

専門家派遣

中小企業診断士等の外部専門家と連携し、創業計画策定支援、創業後の経営相談、
ワンポイントアドバイス等を行います。

資金調達

創業保証制度

創業計画実施サポート割引

認定経営革新等支援機関から創業計画の策定支援を受けた創業者を対象に、
以下の一定の要件を満たす場合、信用保証料率から**0.2%の割引**を行います。

- ①創業計画の具体的な説明
- ②創業計画の達成に向けた行動計画
- ③3事業年度以上の収支計画

※信用保証後、金融機関から経営支援状況を報告していただく必要があります。

金融機関紹介スキーム

創業計画策定支援を受けて創業計画に基づく保証支援を伴う借入について創業者の希望する金融機関(創業支援等に係る業務連携・協力に関する覚書の締結を行った金融機関に限る)を千葉県信用保証協会から紹介するスキームです。金融機関との取引開始を円滑に行えることが最大のメリットです。



フォローアップ

創業後も経営相談を行っています。様々な悩みの解決策を、一緒に考えていきます。



- ①LINEアプリ「その他」
- ②「友だち追加」から下のQRコードを読み取って下さい。



ホームページ・LINEによる情報発信

次なる創業者への情報発信としてホームページやLINEを活用して、創業セミナー、スクールや創業支援事例動画などの情報発信を行っています。



ホームページ



LINE

4 創業保証制度

創業時の資金調達に役立つ保証制度をご紹介します。

このほか、県や市町村でも創業者向け保証制度を設けていますので、詳細につきましては、各自治体のパンフレット等をご覧ください。

創業関連保証(協会制度)

次のいずれかに該当するお客様がご利用いただけます。

- ①1か月以内に個人事業を開始する現在事業を営んでいない個人
- ②2か月以内に法人を設立して事業を開始する現在事業を営んでいない個人
- ③新たに法人を設立して事業を開始する法人(分社化)
- ④事業を開始してから5年未満の個人
- ⑤設立の日以後5年未満の法人(事業を営んでいない個人が設立)
- ⑥設立の日以後5年未満の法人(分社により新たに設立)
- ⑦④が法人成りした場合(個人で創業した日から5年未満のものに限る)

※④は事業を開始した日以前に事業を営んでいなかったものに限る。

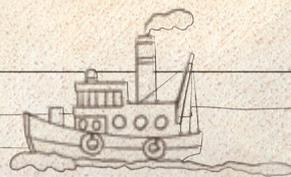


サポの
ワンポイント
アドバイス

保証内容

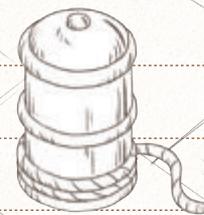
保証金額	3,500万円以内 (再挑戦支援保証の保証金額を含みます)
貸付利率	金融機関所定の金利
信用保証料率	年0.80%
保証期間	運転資金、設備資金いずれも10年以内
連帯保証人	原則として法人の代表者以外は不要
担保	不要

創業保証制度を利用できる法人とは
株式会社等の会社法上の法人と、
弁護士法人や税理士法人等の
いわゆる士業法人のことだよ。



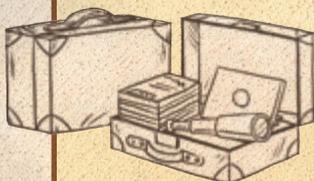
ご利用時の必要書類

	書類名
申込共通書類	<input checked="" type="checkbox"/> 信用保証申込関係書類一式
	<input checked="" type="checkbox"/> 個人事業主の場合 開業届出(写)
	<input checked="" type="checkbox"/> 法人の場合 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)・定款(写)
	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑証明書(写)
	<input checked="" type="checkbox"/> 創業・再挑戦計画書
	<input checked="" type="checkbox"/> 納税証明書 ※制度により指定有り
	<input checked="" type="checkbox"/> 自己資金確認資料
	<input checked="" type="checkbox"/> 確定申告書(決算書)(写)
	<input checked="" type="checkbox"/> 既借入金の明細
	<input checked="" type="checkbox"/> 不動産登記簿謄本(写) ※自宅等所有の場合
設備資金	<input checked="" type="checkbox"/> 見積書(写)
	<input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書・重要事項説明書(写)
	<input checked="" type="checkbox"/> 設備資金検討表
	<input checked="" type="checkbox"/> 建築確認申請書(写)
その他	<input checked="" type="checkbox"/> 許認可証(写)
	<input checked="" type="checkbox"/> 残高試算表
	<input checked="" type="checkbox"/> 資金繰り表
	<input checked="" type="checkbox"/> 源泉徴収票
	<input checked="" type="checkbox"/> 賃貸借契約書
	<input checked="" type="checkbox"/> 「創業計画実施サポート割引」申請書兼確認書/創業計画実施状況等報告書



※上記以外にも必要な書類をお願いする場合がございます。

第8章 まとめ



一緒に夢を叶えましょう

千葉県信用保証協会は皆様の夢を全力でサポートします

